

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年5月12日

佐賀県人事委員会委員長 中野哲太郎

佐賀県人事委員会規則第17号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前				改正後			
別表（第1条、第2条関係）				別表（第1条、第2条関係）			
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
略				略			
多久市	略		略	多久市	略		略
	出先機関	<u>小学校</u>			校長 副校長 教 頭 事務長（学校 運営支援室長の職 にある者に限る。）	出先機関	
中学校							
武雄市	略			武雄市	略		
略				略			
大町町	略		院長 副院長 事 務長	大町町	略		略
	出先機関	<u>町立病院</u>			義務教育学校	出先機関	
略				略			
太良町	略			太良町	略		

改正前		改正後		
		天山地区 共同衛生 処理場組 合	執行機関	事務局長
杵東地区 衛生処理 場組合	略	杵東地区 衛生処理 場組合	略	
略		略		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。